

松江・橋南地区の概要（島根県）

実施主体
主な実施区間

島根県警察、国土交通省松江国道事務所、島根県、松江市
丸山南交差点から島根ダイヤ前交差点に至る国道9号（松江道路側道）の約0.8km、JR松江駅前から売豆紀交差点に至る市道松江駅南口線の約0.5km及び新縄手橋西詰交差点からJR乃木駅前交差点に至る市道古志原乃木線の約0.7kmの区間

主な実施内容 自転車道の整備、自転車レーンの設置

〔自転車道〕

- ・自転車歩行者道の車道側に幅員2.0mの自転車通行帯を設置し、歩行者・自転車・自動車の通行空間を分離します。
- ・自転車道と歩道の境界には、縁石などの構造物を設置し、安全性を向上させます。

〔自転車レーン〕

- ・車道の左側に幅員1.5～2.0mの自転車通行帯を設置し、歩行者・自転車・自動車の通行空間を分離します。

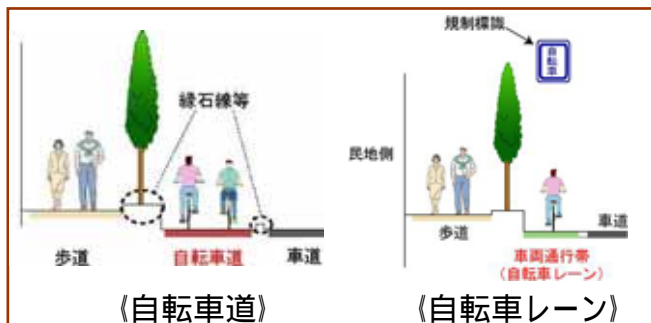
整備手法	整備済み (H18.12現在)	H20年度予定 整備予定	H22年度以降 整備予定
自転車道の整備			
自転車レーンの設置			
自転車歩行者道にける通行位置の明示			
自転車歩行者道の整備			
その他			



（歩行者と自転車の輻輳）

【施行前】

自転車と歩行者が歩道上を輻輳しているために歩道を走行する自転車と人が接触する危険性があります。



【施行後】

歩道を走る自転車と歩行者の通行箇所を物理的に分離することにより、安心・安全・快適に利用できる道路空間が確保されます。